

港湾法施行規則の一部を改正する国土交通省令案新旧対照条文

○ 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模）</p> <p>第一条の三 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げるものであつて、当該国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾計画において定められているものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情）</p> <p>第一条の四 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該国際戦略港湾又は国際拠点港湾における年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要であること。</p> <p>二 当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該国際戦略港湾又は国際拠点港湾の運営の効率化を図るため、港湾管理者その他の行政機関と当該国際コンテナ埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力</p>	<p>（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模）</p> <p>第一条の三 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げるものであつて、当該特定重要港湾の港湾計画において定められているものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情）</p> <p>第一条の四 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該特定重要港湾における年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要であること。</p> <p>二 当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該特定重要港湾の運営の効率化を図るため、港湾管理者その他の行政機関と当該国際コンテナ埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力体制が整備される</p>

体制が整備されること。

三〇五 (略)

(指定港湾の指定の公示)

第一条の五 法第二条の二第三項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

(港湾計画の軽易な変更)

第一条の六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。)第一条の四第三号から第五号までに掲げる事項のうちに掲げるもの以外のものに係る変更とする。

一 第十五条の十第一項から第三項までに掲げる施設(規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。)に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更

二 第十五条の十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更

三〇四 (略)

五 第十五条の十第一項から第三項までに掲げる施設(利用形態の変更

こと。

三〇五 (略)

(指定特定重要港湾の指定の公示)

第一条の五 法第二条の二第三項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

(港湾計画の軽易な変更)

第一条の六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。)第一条の四第三号から第五号までに掲げる事項のうちに掲げるもの以外のものに係る変更とする。

一 第十五条の十第一項及び第二項に掲げる施設(規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。)に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更

二 第十五条の十第一項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更

三〇四 (略)

五 第十五条の十第一項及び第二項に掲げる施設(利用形態の変更によ

により第十五条の十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。)の利用形態に関する事項の変更

六 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令(昭和四十九年運輸省令第三十五号)第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の十第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

(港湾区域の認可申請)

第二条 法第四条第四項(法第三十三条第二項の規定により準用する場合を含む。)次条において同じ。)の規定により港湾区域の認可を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域認可申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一～三 (略)

四 当該港湾が国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であるか、地方港湾であるかの別

五・六 (略)

2 (略)

(港湾管理者の告示)

第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾について、法第四条第四項の港湾区域の認可を受けた港湾管理者を官報で告示するものとする。

り第十五条の十第一項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。)の利用形態に関する事項の変更

六 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令(昭和四十九年運輸省令第三十五号)第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の十第一項及び第二項に規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

(港湾区域の認可申請)

第二条 法第四条第四項(法第三十三条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定により港湾区域の認可を受けようとする地方公共団体は、左に掲げる事項を記載した港湾区域認可申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一～三 (略)

四 当該港湾が重要港湾であるか、地方港湾であるかの別

五・六 (略)

2 (略)

(港湾台帳)

第十四条 (略)

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものと
し、その様式は、第五号様式とする。

一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重
要港湾又は地方港湾の別

二〽四 (略)

3・4 (略)

(法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める個人識別情報)

第十五条の二の三 法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める
個人識別情報は、写真及び指紋とする。

(個人識別情報を照合する方法)

第十五条の二の四 法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める
方法は、同条第六項第三号の個人識別情報の照合のための機器(以下第
十五条の五の三において「照合機器」という。)に入力された重要国際
埠頭施設の制限区域に出入りする者に係る前条の個人識別情報のうち一
又は二の情報を同号の電気通信回線を通じて同号の電子計算機に記録さ
れている個人識別情報と照合する方法とする。

(電子情報処理組織の使用料)

第十五条の三 (略)

(港湾台帳)

第十四条 (略)

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものと
し、その様式は、第五号様式とする。

一 港湾管理者の名称、港湾区域及び重要港湾又は地方港湾の別

二〽四 (略)

3・4 (略)

(電子情報処理組織の使用料)

第十五条の三 (略)

2 (略)

3| 法第五十条の二第二項の規定により重要国際埠頭施設の管理者又は個人識別情報の照合を受ける者が負担する同条第一項第三号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

4| 前三項の使用料は、年額として定めるものとする。ただし、前項の個人識別情報の照合を受ける者が負担する使用料は、個人識別情報を法第五十条の二第六項第三号の電子計算機に記録する際に定額を支払うものとして定めるものとする。

(電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等の様式)

第十五条の四 法第五十条の二第四項の国土交通省令で定める電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等の様式は、第十五条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる区分に応じて、法第五十条の二第六項第一号に規定する国土交通大臣が指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式とする。

(電子情報処理組織を使用する者の届出等)

第十五条の五 (略)

2 3 4 (略)

第十五条の五の三 法第五十条の二第一項第三号の電子情報処理組織によ

2 (略)

3| 前二項の使用料は、年額によるものとする。

(電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等の様式)

第十五条の四 法第五十条の二第四項の国土交通省令で定める電子情報処理組織を使用する申請等及び処分通知等の様式は、第十五条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる区分に応じて、法第五十条の二第六項に規定する国土交通大臣が指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式とする。

(電子情報処理組織を使用する者の届出)

第十五条の五 (略)

2 3 4 (略)

る個人識別情報の照合を受けることができる者は、照合機器が設置された重要国際埠頭施設に出入りする者であつて、国土交通大臣が定める者とする。

2 前項の照合を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書に届出前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の写真及び個人識別情報の照合を受けることができる者であることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び住所

二 勤務先の名称及び所在地

3 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 法第五十条の二第一項第三号の電子情報処理組織を使用しようとする重要国際埠頭施設の管理者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 重要国際埠頭施設の名称及び所在地

5 前項の届出をした重要国際埠頭施設の管理者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(特定運営事業の認定に係る申請手続)

第十五条の六 法第五十条の四第一項の特定港湾管理者の認定を受けようとする者(以下この条から第十五条の八までにおいて「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した第五号の三様式による申請書を特定港湾管理者に提出するものとする。

一・二 (略)

三 特定運営事業の実施が当該指定港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

四〇九 (略)

2 (略)

(直轄工事の対象とする港湾施設)

第十五条の十 法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等(コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は栈橋をいう。以下同じ。)であつて水深十六メートル以上のものとする。

2 法第五十二条第一項第二号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(特定運営事業の認定に係る申請手続)

第十五条の六 法第五十条の四第一項の特定港湾管理者の認定を受けようとする者(以下この条から第十五条の八までにおいて「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した第五号の三様式による申請書を特定港湾管理者に提出するものとする。

一・二 (略)

三 特定運営事業の実施が当該指定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

四〇九 (略)

2 (略)

(直轄工事の対象とする港湾施設)

第十五条の十 法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる係留施設

イ 外国貿易船に係留するための係留施設であつて水深十二メートル以上のもの（前項に規定するものを除く。）

ロ (略)

四 (略)

3| 法第五十二条第一項第三号の国土交通省令で定める大規模なものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

4| 法第五十二条第一項第四号の国土交通省令で定める大規模なものは、

面積二十五ヘクタール以上の泊地及び当該泊地を防護する防波堤とする。

（法第五十二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設）

第十五条の十一 法第五十二条第二項第三号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる施設とする。

一 外貿コンテナ岸壁等の機能を確保するための航路

二 (略)

三 国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等（前条第

三 次に掲げる係留施設

イ 外国貿易船に係留するための係留施設であつて水深十二メートル以上のもの

ロ (略)

四 (略)

2| 法第五十二条第一項第二号の国土交通省令で定める大規模なものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

3| 法第五十二条第一項第三号の国土交通省令で定める大規模なものは、

面積二十五ヘクタール以上の泊地及び当該泊地を防護する防波堤とする。

（法第五十二条第二項第一号の国土交通省令で定める施設）

第十五条の十一 法第五十二条第二項第一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる施設とする。

一 コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は栈橋（以下この条において「外貿コンテナ岸壁等」という。）の機能を確保するための航路

二 (略)

三 国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等

一項に規定するもの及び国際戦略港湾における外貿コンテナ岸壁等であつて水深十四メートル未満のものを除く。）

（港湾広域防災施設）

第十八条の三 法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の十第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（職権の委任）

第四十条 第十五条の五の三第二項から第五項の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

第五号様式（第十四条関係）

○ ○ 港 湾 台 帳

- 1 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別

(略)	
<u>国際戦略港湾</u> 、 <u>国際拠点港湾</u> 、 <u>重要港湾</u> 又は <u>地方港湾</u> の別	

（港湾広域防災施設）

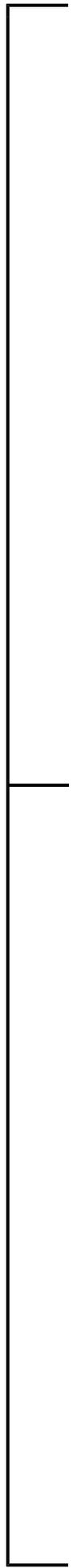
第十八条の三 法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の十第二項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

第五号様式（第十四条関係）

○ ○ 港 湾 台 帳

- 1 港湾管理者の名称、港湾区域及び重要港湾又は地方港湾の別

(略)	
<u>重要港湾</u> 又は <u>地方港湾</u> の別	



改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>間</p> <p>（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）</p> <p>第一条の二 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいずれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾又は重要な飛行場と高速自動車国道又は前二号のいずれかに規定する一般国道の区間とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間</p>	<p>2 （略）</p> <p>（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）</p> <p>第一条の二 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいずれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定重要港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾又は重要な飛行場と高速自動車国道又は前二号のいずれかに規定する一般国道の区間とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間</p>

改正案	現行
<p>（令第十四条第一項の主務省令で定める工事）</p> <p>第十二条 令第十四条第一項の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第三項から第五項までの規定により港湾管理者の長が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で港湾法第二条第二項に規定する<u>国際戦略港湾</u>、<u>国際拠点港湾</u>又は重要港湾に係るもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（令第十四条第一項の主務省令で定める工事）</p> <p>第十二条 令第十四条第一項の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第三項から第五項までの規定により港湾管理者の長が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で港湾法第二条第二項に規定する<u>重要港湾</u>に係るもの</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（埠頭指標対応措置を行う必要がある国際埠頭施設に係る基準）</p> <p>第五十三条 法第二十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、<u>国際戦略港湾</u>における国際埠頭施設が次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>国際戦略港湾</u>における国際埠頭施設（重要国際埠頭施設を除く。）の管理者は、当該国際埠頭施設が第一項に定める基準に該当することが見込まれる場合には、速やかにその旨を、<u>国際戦略港湾</u>又は<u>国際拠点港湾</u>（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する<u>国際戦略港湾</u>又は<u>国際拠点港湾</u>をいう。以下同じ。）の国際コンテナ埠頭施設（国際航海に従事するコンテナ船に貨物を積み込み、又は当該コンテナ船から貨物を取り卸すための荷さばきの用に供する施設をいう。以下同じ。）、国際車両航送施設（国際航海に従事する自動車航送船又はロールオン・ロールオフ船に車両その他の貨物を積み込み、又はこれ</p>	<p>（埠頭指標対応措置を行う必要がある国際埠頭施設に係る基準）</p> <p>第五十三条 法第二十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、<u>重要港湾</u>における国際埠頭施設が次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>重要港湾</u>における国際埠頭施設（重要国際埠頭施設を除く。）の管理者は、当該国際埠頭施設が第一項に定める基準に該当することが見込まれる場合には、速やかにその旨を、<u>特定重要港湾</u>（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する<u>特定重要港湾</u>をいう。以下同じ。）の国際コンテナ埠頭施設（国際航海に従事するコンテナ船に貨物を積み込み、又は当該コンテナ船から貨物を取り卸すための荷さばきの用に供する施設をいう。以下同じ。）、国際車両航送施設（国際航海に従事する自動車航送船又はロールオン・ロールオフ船に車両その他の貨物を積み込み、又はこれらの船舶から貨物を取り卸すための荷さば</p>

らの船舶から貨物を取り卸すための荷さばきの用に供する施設をいう。
以下同じ。）若しくは国際不定期旅客施設（国際不定期旅客船に係る国際旅客施設（国際航海船舶に係る旅客の乗船又は下船の用に供する施設をいう。以下同じ。）を含む国際埠頭施設又は国際定期旅客施設（海上運送法第二条第三項に規定する定期航路事業に使用する旅客船に係る国際旅客施設をいう。以下同じ。）を含む国際埠頭施設に係るものにあつては国土交通大臣に、それ以外の国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、届け出なければならない。

（埠頭保安管理者）

第五十六条（略）

2（略）

3 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した埠頭保安管理者選任（解任）届出書を、国際戦略港湾又は国際拠点港湾の国際コンテナ埠頭施設、国際車両航送施設若しくは国際不定期旅客施設を含む重要国際埠頭施設又は国際定期旅客施設を含む重要国際埠頭施設（以下「特定重要コンテナ埠頭施設等」という。）に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、提出しなければならない。

一〇六（略）

きの用に供する施設をいう。以下同じ。）若しくは国際不定期旅客施設（国際不定期旅客船に係る国際旅客施設（国際航海船舶に係る旅客の乗船又は下船の用に供する施設をいう。以下同じ。）を含む国際埠頭施設又は国際定期旅客施設（海上運送法第二条第三項に規定する定期航路事業に使用する旅客船に係る国際旅客施設をいう。以下同じ。）を含む国際埠頭施設に係るものにあつては国土交通大臣に、それ以外の国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、届け出なければならない。

（埠頭保安管理者）

第五十六条（略）

2（略）

3 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した埠頭保安管理者選任（解任）届出書を、国際戦略港湾の国際コンテナ埠頭施設、国際車両航送施設若しくは国際不定期旅客施設を含む重要国際埠頭施設又は国際定期旅客施設を含む重要国際埠頭施設（以下「特定重要コンテナ埠頭施設等」という。）に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、提出しなければならない。

一〇六（略）

4・5 (略)

(埠頭保安規程)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 重要国際埠頭施設の管理者は、国土交通大臣又は港湾施設所在地官庁から当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な事項について報告を求められた場合には、遅滞なく、埠頭施設保安評価準備書(重要国際埠頭施設の管理者が当該重要国際埠頭施設の構造、設備等その他の当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な事項の現況について記載した書面をいう。以下同じ。)を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、提出しなければならない。ただし、法第三十二条第三項の規定により複数の重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程を一体のものとして定めようとする場合であつて、当該複数の重要国際埠頭施設が国際コンテナ埠頭施設若しくは国際車両航送施設(国際戦略港湾又は国際拠点港湾にあるものに限る。)又は国際定期旅客施設を含むときは、当該埠頭施設保安評価準備書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4・5 (略)

(埠頭保安規程に相当する規程)

4・5 (略)

(埠頭保安規程)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 重要国際埠頭施設の管理者は、国土交通大臣又は港湾施設所在地官庁から当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な事項について報告を求められた場合には、遅滞なく、埠頭施設保安評価準備書(重要国際埠頭施設の管理者が当該重要国際埠頭施設の構造、設備等その他の当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な事項の現況について記載した書面をいう。以下同じ。)を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、提出しなければならない。ただし、法第三十二条第三項の規定により複数の重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程を一体のものとして定めようとする場合であつて、当該複数の重要国際埠頭施設が国際コンテナ埠頭施設若しくは国際車両航送施設(特定重要港湾にあるものに限る。)又は国際定期旅客施設を含むときは、当該埠頭施設保安評価準備書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4・5 (略)

(埠頭保安規程に相当する規程)

第六十二条 (略)

- 2 法第三十三条第一項の規定により重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者が埠頭保安規程に相当する規程の承認を受けようとする場合は、あらかじめその旨を、重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設（国際戦略港湾又は国際拠点港湾にあるものに限る。）であつて国際コンテナ埠頭施設若しくは国際車両航送施設を含むもの又は重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設であつて国際定期旅客施設を含むもの（以下「特定コンテナ埠頭施設等」という。）に係るものにあつては国土交通大臣に、特定コンテナ埠頭施設等を除いた重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、申し出なければならない。

3 (略)

(水域保安管理者)

第六十六条 (略)

- 2 (略)
 - 3 法第三十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した水域保安管理者選任（解任）届出書を港湾施設所在地官庁に提出しなければならない。
- 一 (略)
 - 二 国際戦略港湾等の名称

第六十二条 (略)

- 2 法第三十三条第一項の規定により重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者が埠頭保安規程に相当する規程の承認を受けようとする場合は、あらかじめその旨を、重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設（特定重要港湾にあるものに限る。）であつて国際コンテナ埠頭施設若しくは国際車両航送施設を含むもの又は重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設であつて国際定期旅客施設を含むもの（以下「特定コンテナ埠頭施設等」という。）に係るものにあつては国土交通大臣に、特定コンテナ埠頭施設等を除いた重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、申し出なければならない。

3 (略)

(水域保安管理者)

第六十六条 (略)

- 2 (略)
 - 3 法第三十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した水域保安管理者選任（解任）届出書を港湾施設所在地官庁に提出しなければならない。
- 一 (略)
 - 二 重要港湾の名称

4
・
5
(略)

三
〽
六
(略)

4
・
5
(略)

三
〽
六
(略)